

養老町長選挙について ～この町の未来を彩るあなたの一票～

11月20日(日)は養老町長選挙の投票日です。養老町の明るい未来のため、大切な1票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。

告示日 11月15日(火) **投票日** 11月20日(日) 7時から20時まで

投票できる人

次の年齢および住所の要件を満たした町の選挙人名簿に登録されている人です。
年齢：日本国籍をお持ちで、**平成16年11月21日**以前に生まれた人(満18歳以上)
住所：**令和4年8月14日**以前に住民登録をし、引き続き町内に住んでいる人
※投票までに他市町村に転出した人は投票できません。



投票場所

選挙当日は、お住まいの地区により指定される町内13カ所の投票所で投票してください。指定された投票所は入場券に記載されています。

投票所入場券

入場券は、11月15日(火)以後に各世帯に郵送します。投票日には一人分ずつ切り離して、記載されている投票所へお持ちください。なお、選挙人名簿に登録されている人であれば、入場券が届いていなかったり、紛失した場合でも投票は可能です(本人確認の際に身分証明書などの提示を求める場合があります)。

開票

開票は11月20日(日)21時から町中央公民館中ホールで行います。なお、有権者の参観は自由です。ただし、開票状況などに関する電話での照会は、開票事務に支障をきたしますのご遠慮ください。

期日前投票

投票日に投票に行くことができない人は、期日前投票を行うことができます。また、投票日当日、投票所に人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。

なお、投票所入場券の裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」を、あらかじめ記入してからお持ちいただくと、投票をスムーズに行うことができます。

期間：11月16日(水)から19日(土)まで 時間：8時30分から20時まで

場所：町役場2階研修室

その他

- ・期日前投票にオンデマンドバスを利用される人は、オンデマンドバスの使用料の1乗車分を免除します。期日前投票の際に受付でお申し付けください。

不在者投票

次のような人は不在者投票ができます。詳しくは、町選挙管理委員会までお問合せください。

- ・投票日に仕事や出産などで町外に滞在する人
- ・指定病院・指定老人ホームなどに入院・入所している人
- ・身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けており、一定の要件に該当する人および介護保険の被保険者証に要介護状態が「要介護5」と記載されている人

お願い

- ・マスクの着用や咳エチケットにご協力ください。
- ・来場前の検温や来場前後の手洗いの徹底をお願いします。
- ・会場内の混雑を避けるため、一人ずつ順番にご案内します。お待ちいただくなど、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問 町選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎32-1101